官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一四一）　二
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一四二）　四
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（一四四）　四
〔省　令〕
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四七）　五
〔規　則〕
○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委七）　二
〔法規的告示〕
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（原子力規制委一七）　二
〔官庁報告〕
国家試験
第七十七回獣医師国家試験（農林水産省）　三
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター令和六事業年度財務諸表関係　九
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十二号）（総務省）　三

公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（本則関係）

この政令は令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三百四十三号）（こども家庭庁）　三

第１　子ども・子育て支援法施行令の一部改正　三

１　乳児等支援給付認定の取消事由を定めるほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により政令で定めることとされた技術的読替えを定める。（第十五条の七～第十五条の九及び第二十条の二関係）　九

２　その他関係規定の整備を行う。（第十九条、第二十条の三及び第二十四条の六関係）　一〇

第２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正　一〇

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定義する補助金等に乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に係る国の交付金を追加する。（第二条関係）

第３　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正　一一

資産等の状況についての報告を求めるために個人番号の提供をすることができる場合に、乳児等のための支援給付に係る規定を追加する。（第十八条の二関係）

第４　経過措置　一二

１　改正法による改正後の子ども・子育て支援法第三十条の二十第四項及び同法第五十四条の二第三項の規定等による意見の聴取に関する準備行為を定める。（第四条関係）

２　改正法による改正後の児童福祉法第三十四条の十五第五項ただし書の規定を適用する認可について明確化する。（第五条関係）

第５　施行期日　一二

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第４の１については、この政令の公布の日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十四号）（防衛省）　一四

自衛隊員が休職にされる場合について、「国際情勢の調査に従事する場合」を追加する。（第五十六条第一号関係）　一四

２　その他所要の規定の整備を行う。　一四

３　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）　一四